



# 栃木県公報

平成25年  
10月30日(水)  
号外  
第78号

## 目次

### 告示

○鳥獣保護区の存続期間の更新.....	1
○特別保護地区の指定.....	9
○特定猟具使用禁止区域の指定.....	15
○銃猟禁止区域の指定に関する告示の一部改正.....	27
○同.....	27
○銃猟禁止区域の指定に関する告示等の廃止.....	27

## 告示

### 栃木県告示第549号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成25年10月30日

栃木県知事 福田富一

鳥獣保護区の名称	鳥獣保護区の区域及び面積	鳥獣保護区の存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
日光鳥獣保護区	<p>1 区域</p> <p>日光市山内地内の県道日光今市線と一般国道120号との交点を起点とし、同所から同国道を西進し日光市道日32127号線との接点に至り、同所から同市道を北進し林道御堂山線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み女峰山登山道との交点に至り、同所から同步道を西進し国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を北進し平成20年度樹立（平成23年度変更）鬼怒川森林計画区日光地区31林班と32林班との林班界に至り、同所から同林班界を南東に進み日光地区32林班ア準林班3A小班とスギ・ヒノキ等の境内古木林との境界に至り、同所から同境界を北進し日光地区32林班ア準林班3C小班とスギ・ヒノキ等の境内古木林との境界に至り、同所から同境界を北西に進み天狗沢第三床固に至り、同所から日光地区32林班ア準林班1</p>	<p>平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 大規模鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、栃木県北西部の日光国立公園内に位置し、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一帯に位置し、亜高山帶林や温帶落葉樹林帶等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型哺乳類が生息している。</p> <p>このため、当地域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、隨時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった</p>

小班とスギ・ヒノキ等の境内古木林との境界を北東に進み稻荷川滝尾堰堤に至り、同所から同河川右岸を南東に進み県道日光今市線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域及び日光市中宮祠地内の一般国道120号と第一いろは坂との交点を起点とし、同国道を南西に進み第二いろは坂との交点に至り、同所から同坂を西進し日光国立公園中宮祠道路（通称立木観音到達道路）との接点に至り、同所から同道路を西進し国有林日光森林管理署1127林班と1128林班との林班界に至り、同所から同林班界を南進し日光市中宮祠と同市足尾町との字界に至り、同所から同字界を南西に進み中禅寺湖スカイラインとの交点に至り、同所から同道路を南西に進み国有林日光森林管理署233林班と265林班との林班界の尾根に至り、同所から同尾根を南進し赤倉山山頂に至り、同所から国有林と民有林との境界を南西に進み日光地区24林班力準林班16小班と24小班との境界の尾根に至り、同所から同尾根を西進し足尾ダムに至り、同所から日光市道足101001号線を南進し日光市道足122001号線との接点に至り、同所から同市道を西進し林道舟石線との接点に至り、同所から同林道を南西に進み舟石沢との接点に至り、同沢を南進し庚申川との合流点に至り、同所から同河川を西進し国有林日光森林管理署253林班と254林班との林班界に至り、同所から同林班界を西進し栃木県と群馬県との行政界に至り、同所から同行政界を北進し日光市湯元と同市川俣との字界に至り、同所から同字界を東進し国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を南西に進みさらに北西に進みさらに

場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

	<p>南進し野州原林道に至り、同林道を西進し日光二荒山神社中宮祠から志津小屋に至る山道に至り、同山道を南西に進み日光地区59林班イ準林班3A小班と2E小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区59林班イ準林班3A小班と1D小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区58林班ウ準林班4A小班と2D小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区58林班イ準林班5A小班と4E小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区57林班イ準林班5A小班と3D小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区57林班ア準林班7A小班と6D小班との境界に至り、同所から同境界を南西に進み日光地区56林班と57林班との境界に至り、同境界を南東に進み国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を南東に進み一般国道120号との接点に至り、同国道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 21,409ヘクタール</p>	
羽黒山鳥獣保護区	<p>1 区域 宇都宮市中里町地内の県道藤原宇都宮線と宇都宮市道10010号線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し県道小林逆面線との交点に至り、同所から同県道を北進し宇都宮市道10002号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み宇都宮市道13032号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み宇都宮市道13007号線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道藤原宇都宮線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一</p>	<p>平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p> <p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は宇都宮市の北部に位置し、針葉樹林、落葉広葉樹林など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映してノスリ、シジュウカラなどを始め多様な鳥類が生息している。</p> <p>このため、当地域は、野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るために、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を</p>

	円の区域 2 面積 700ヘクタール		行い、隨時、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。
鹿沼岩山 鳥獣保護区	1 区域 鹿沼市下沢地内県道鹿沼日光線と市道0009号との交点を起点とし、同所から同市道を北東に進み市道2217号との交点に至り、同所から同市道を北進し市道2006号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道0009号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道0308号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1065号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1873号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1041号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道板荷玉田線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道1039号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道0013号との交点に至り、同所から同市道を南東に進みさらに西進し東武鉄道株式会社日光線との交点に至り、同所から同鉄道を南東に進み市道5069号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道0335号との交点に至り、同所から同市道を北進し市道5072号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道0002号との交点に至り、同所から同市道を西進し県道上日向山越線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道鹿沼日光線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 1,010ヘクタール	平成25年11月 1日から平成 35年10月31日 まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、鹿沼市東部の日光・足尾山系から平地へ伸びる裾野に位置し、スギ、ヒノキ等の針葉樹植林やコナラ等を主とした落葉広葉樹林など林相に富む地域である。このような自然環境を反映して、ニホンジカ、ニホンカモシカ等の中型哺乳類やキビタキ、オオルリ等の森林性鳥類が生息し、里地から平地の山林生態系が見られる。 このため、当地域は、野生鳥獣の生息地に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るために、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。 3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、隨時、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。
野木 鳥獣保護区	1 区域 小山市間々田地内のJR東北本線と県道明野間々田線と	平成25年11月 1日から平成 35年10月31日	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地 2 県指定鳥獣保護区の指定目的

岩崎鳥獣保護区	の交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み小山市道35号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道3248号線に至り、同所から同市道を西進し県道東野田古河線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み野木町道南赤塚10号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道南赤塚12号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道南赤塚中谷2号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道中谷南赤塚5号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道1幹線6号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道佐川野友沼線との交点に至り、同所から同県道を東進し町道潤島丸林12号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道区画街路62号線との直線距離が最短となる地点に至り、同所から最短距離を通つて町道区画街路62号線に至り、同所から同町道を北西に進み町道潤島丸林2号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道2級幹線10号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進みJR東北本線との交点に至り、同所から同鉄道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	まで	当地域は、小山市の南部、野木町の東部にまたがり、ラムサール条約登録湿地である渡良瀬遊水地にも比較的近い区域である。区域内には農地が多く広がりコナラやシイ・カシ類等から成る広葉樹林やスギ・ヒノキ等から成る針葉樹林等多くの平地林が成立している。
	2 面積 1,510ヘクタール		このような環境を反映して森林性のものから水鳥まで多様な鳥類が生息しており、ハヤブサ（絶滅危惧I類）やチュウサギ（準絶滅危惧種）の生息も確認されている。 また区域内には市街地や住宅地も含まれ、市街地及びその近郊における鳥獣の良好な生息地として、確保する必要があると認められる。 今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。
	1 区域 佐野市岩崎町地内の市道6069号線と県道作原上町線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し市道幹線1級103号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道6088号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み八幡宮参道入口に至り、同所から同参道を西進し八幡宮に至り、同所から三床山山頂（三角点334.9）へ向かう稜線を西進し三床山山頂に至り、同	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、隨時、密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。
	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、佐野市中央部に位置し、佐野市岩崎町の集落を囲む低山区域である。区域内にはスギ、ヒノキ、アカマツ等から成る針葉樹林、コナラ、クヌギ、クリ等から成る広葉樹林が形成されており、このような自然環境を反映して、森林性鳥類としてオオルリやキビタキ等、獣類としてキツネやツキノワグマ等が生息している。また、栃木県版レッドリストに掲載されているサシバ（準		

	<p>所から北西に向かう稜線（岩崎町境界）を進み、岩崎町、梅園町及び長谷場町の境界点に至り、同所から愛宕山頂（三角点350.7）へ向かう稜線を東進し同山頂に至り、同所から南東に向かう稜線を進み市道6069号線に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 410ヘクタール</p>		<p>絶滅危惧種）やサンコウチョウ（準絶滅危惧種）、アナグマ（要注目種）等の希少種の生息も確認されているほか、国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカの生息も見られる。</p> <p>このため、当地域は、森林性野生鳥獣の生息地として適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随时、密猟防止のための見回りを実施する。</li> <li>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</li> </ul>
坂上小学校 鳥獣保護区	<p>1 区域 河内郡上三川町大字坂上地内の上三川町道1-16号線と県道宇都宮結城線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し上三川町道5-030号線との交点に至り、同所から同町道を東進し上三川町道2-20号線との交点に至り、同所から同町道を南進し上三川町道5-016号線との交点に至り、同所から同町道を東進し江川右岸（三ッ家橋）に至り、同所から同河川右岸を南進し上三川町道1-16号線との交点（三本木橋）に至り、同所から同町道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 32ヘクタール</p>	<p>平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、上三川町の南部に残された樹林帯であり、メジロ、シジュウカラを中心とする多様な鳥類が生息している。</p> <p>今後とも身近な自然とふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、随时、密猟防止のための見回りを実施する。</li> <li>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</li> </ul>
城間 鳥獣保護区	<p>1 区域 那須郡那珂川町富山地内の那珂川左岸と富山川右岸の交点を起点とし、同所から那珂川左岸を北進し通称茶畑農道に至り、同所から同農道を東進し県道那須黒羽茂木線と林道城間線との交点に至り、同所から同林道を東進し城間集会場に至り、同所から松林寺参道を南東に進みさらに北東</p>	<p>平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、県北東部の八溝山地にある那珂川町の南部に位置し、一級河川那珂川に接している。ナラ、クヌギ、サクラを中心とした広葉樹とスギ・ヒノキの針葉樹が半々に混在し、鳥類やタヌキ、キツネ、イノシシなども生息している。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあい</p>

	<p>に進み松林寺に至り、同所から通称中窪沢を南進し愛宕山頂に至り、同所から地籍界を南西に進み二荒山神社に至り、同所から那珂川町富山字船戸に達する山道を南進し字界からさらに小沢を南進し富山川右岸に至り、同所から富山川右岸を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 45ヘクタール</p>		<p>の場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、隨時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
那珂川町青少年旅行村鳥獣保護区	<p>1 区域 那須郡那珂川町小砂地内の町道小砂矢倉線と県道小砂小口線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し南平台入口私道との交点に至り、同所から同私道を南平台方面に西進しさらに北進し町道南平広瀬線との交点に至り、同所から同町道を北進し県道小口黒羽線との交点に至り、同県道を北進し町道小砂矢倉線との交点に至り、同所から同町道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 210ヘクタール</p>	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、県北東部の八溝山地の那珂川町中央部に位置し、一級河川那珂川に接し、鳥獣は様々な種が生息している。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、隨時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
斗光ヶ丘鳥獣保護区	<p>1 区域 塩谷郡塩谷町大字大宮地内町道大宮佐貫線と町道風見泉線との交点を起点とし、同所から町道風見泉線を約140メートル北進し地類界との交点に至り、同所から同地類界を約560メートル北進し農道との交点に至り、同所から同農道を約40メートル東進し用水路との交点に至り、同所から同用水路を南進し地類界との交点に至り、同所から同地類界を約600メートル南進し用水路との交点に至り、同所から同用水路を東進しさらに大宮小学校西側の用水路を約110メートル南進しおおみや</p>	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、塩谷町大宮地区中心部より西側にある田園地帯であり、アカゲラ、シロハラを始めとする多様な鳥類が生息している。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、隨時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があつた</p>

	<p>保育所に通じる車道に至り、同所から同車道を西進しおおみや保育所入口を経由して宝福寺入口に至り、同所から宝福寺境内地南側敷地界を西進し農道との交点に至り、同所から同農道を南進し町道大宮佐貫線との交点に至り、同所から同町道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 15ヘクタール</p>		<p>場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
那須 スポーツパーク 鳥獣保護区	<p>1 区域 大田原市湯津上2664番地2 号外49筆の那須スポーツパークの敷地全域</p> <p>2 面積 47ヘクタール</p>	<p>平成25年11月 1日から平成 35年10月31日 まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、那須野が原扇状地の先端部、大田原市中央の丘陵地に位置している。</p> <p>「那須スポーツパーク」は、公益財団法人東京海上スポーツ財団の運営する野外活動施設であり、西側に事務棟、宿泊棟、テニスコート等の施設があり、その他はほぼ全山がアカマツ林となっている。</p> <p>東側には、小規模ながらザゼンソウ群落がみられるなど、自然環境に恵まれた地域で、食餌木等も豊富であり、野生鳥獣の良好な生息環境を形成している。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあいの場として活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検、必要に応じて設置を行い、隨時、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
芦野小学校・ 遊行柳 鳥獣保護区	<p>1 区域 那須郡那須町大字芦野地内 県道大子・那須線と町道横町～西坂線との交点を起点とし、同所から同町道を南進し町道横町～大平線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み那須町立芦野小学校敷地西側境界との交点に至り、</p>	<p>平成25年11月 1日から平成 35年10月31日 まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、那須町大字芦野地区に位置し、東側に「芦野緑地環境保全地域」を含み、芭蕉の句で有名な遊行柳が隣接している。</p> <p>区域の南西端には、平成4年度から平成6年度まで、愛鳥モデル校の</p>

	<p>同所から同境界を北東に進み 県道大子・那須線との交点に 至り、同所から同県道を南東 に進み町道白井～小山線との 交点に至り、同所から同町道 を北進し認定外水路左岸との 交点に至り、同所から同水路 左岸を北東に進み町道峯岸～ 吉野目線との交点に至り、同 所から同町道を南東に進み平 成23年度樹立那珂川地域森林 計画区芦野・伊王野地区第21 林班東側境界（地類界）との 交点に至り、同所から同境界 を南西に進み県道大子・那須 線との交点に至り、同所から 同県道を南東に進み起点に至 る線に囲まれた一円の区域及 び同区域内温泉神社から東進 し遊行柳を経て、町道小山～ 峯岸線との交点に至る参道の 区域</p> <p>2 面積 32ヘクタール</p>	<p>指定を受けており、現在も継続して 活発に活動している那須町立芦野小 学校が位置する。</p> <p>区域内の林況は、大部分がスギ、 ヒノキ等の造林地であるが、一部ア カマツが点在し、また、クヌギ、コ ナラ等の広葉樹林もあり、野生鳥獣 の良好な生息環境を形成している。</p> <p>今後とも身近な自然とのふれあい の場として活用するためにも、身近 な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護 区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに 制札の点検、必要に応じて設置を行 い、随時、密猟防止のための見 回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった 場合には、被害の状況、講じられ ている防除対策等を十分に審査し た上で許可するものとする。</p>
--	---	--

## 栃木県告示第550号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成25年10月30日

栃木県知事 福田富一

特別保護地区の名称	特別保護地区的区域及び面積	特別保護地区の存続期間	特別保護地区の保護に関する指針
切込刈込湖特別保護地区	<p>1 区域 国有林日光森林管理署1092 林班口<sub>2</sub>小班、1097林班ろ、 は、に<sub>1</sub>、に<sub>2</sub>、ほ、へ、と、 り、イ<sub>1</sub>、イ<sub>2</sub>、口小班、1098 林班いからは、イ<sub>1</sub>から口小 班の一円の区域</p> <p>2 面積 552ヘクタール</p>	<p>平成25年11月 1日から平成 35年10月31日 まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区的指定区分 大規模生息地の保護区</p> <p>2 県指定特別保護地区的指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部に ある男体山西側斜面から日光市足尾 町にある庚申山にかけての一帯に位 置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帶 等この地域を代表する森林植生が含 まれる地域である。このような自然 環境を反映して森林性の鳥類として キビタキ、メジロ、ヤマガラ等、獸 類としてニホンジカ、ニホンザル等 多様な鳥獣類が生息している。また、 イヌワシ、ツキノワグマ等行動 圏が広域に及ぶ猛禽類や大型哺乳類 が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、 切込湖及び刈込湖とその周辺の区域 は、オオシラビソ、コメツガ等を中心 とした天然林等の多様な自然が多</p>

			<p>く残されていることから、ニホンカモシカ等の大型獣類や、ウグイス、センダイムシクイ等の森林性の鳥類が数多く生息し、多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p><b>3 管理方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</li> <li>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。</li> </ul>
湯ノ湖 特別保護地区	<p>1 区域 国有林日光森林管理署1065 林班は1、は2、に、ほ小班の一円の区域</p> <p>2 面積 72ヘクタール</p>	<p>平成25年11月 1日から平成 35年10月31日 まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区的指定区分 大規模生息地の保護区</p> <p>2 県指定特別保護地区的指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から日光市足尾町にある庚申山にかけての一帯に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帶等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラ等、獣類としてニホンジカ、ニホンザル等多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型哺乳類が生息している地域である。</p> <p>特に当該鳥獣保護区の中でも、湯ノ湖とその周辺の地域は、シラビソ、コメツガ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、マガモ、キンクロハジロ等の水鳥類や、コマドリ、コルリ等の森林性の鳥類が数多く生息しており、多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣</p>

			<p>保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p><b>3 管理方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</li> <li>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。</li> </ul>
前白根 特別保護地区	<p>1 区域 国有林日光森林管理署1041 林班、1042林班、1043林班、 1091林班い<sub>1</sub>、い<sub>2</sub>、ろ、は、 ロ<sub>1</sub>、ロ<sub>2</sub>小班の一円の区域</p> <p>2 面積 817ヘクタール</p>	<p>平成25年11月 1日から平成 35年10月31日 まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区的指定区分 大規模生息地の保護区</p> <p>2 県指定特別保護地区的指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から日光市足尾町にある庚申山にかけての一帯に位置し、亜高山帯林や温帶落葉樹林帶等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラ等、獣類としてニホンジカ、ニホンザル等多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型哺乳類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、前白根の区域は、シラビソ、コメツガ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、コマドリ、コルリ等の森林性の鳥類が数多く生息し、多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p><b>3 管理方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ</li> </ul>

			<p>設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。</p>
戦場ヶ原特別保護地区	<p>1 区域 国有林日光森林管理署1052林班ほか、イ小班、1054林班、1061林班イ小班、1102林班る2、か、二2小班、1103林班イ、ハ2、ハ4小班の一円の区域</p> <p>2 面積 331ヘクタール</p>	<p>平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</p>	<p>1 県指定特別保護地区的指定区分 大規模生息地の保護区</p> <p>2 県指定特別保護地区的指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から日光市足尾町にある庚申山にかけての一帯に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帶等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラ等、獣類としてニホンジカ、ニホンザル等多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型哺乳類が生息している地域である。</p> <p>特に当該鳥獣保護区の中でも、戦場ヶ原の区域は、戦場ヶ原・小田代原湿原を中心とし、地形は高層湿原、河川、森林と変化に富んでいる。マガモ等の水鳥類、クマタカ、イヌワシ等の猛禽類、コマドリ、コルリ等の森林性の鳥類が数多く生息し、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥類が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、</p>

			許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。
西ノ湖特別保護地区	<p>1 区域 国有林日光森林管理署1001林班、1002林班い小班、1012林班い小班、1013林班い1、い2小班の一円の区域</p> <p>2 面積 107ヘクタール</p>	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	<p>1 県指定特別保護地区的指定区分 大規模生息地の保護区</p> <p>2 県指定特別保護地区的指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から日光市足尾町にある庚申山にかけての一帯に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帶等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラ等、獣類としてニホンジカ、ニホンザル等多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型哺乳類が生息している地域である。</p> <p>特に、当該鳥獣保護区の中でも、西ノ湖とその周辺の区域は、シラビソ、コメツガ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、マガモ、キンクロハジロ等の水鳥類、アカゲラ、コマドリ等の森林性の鳥類が数多く生息し、ツキノワグマが採食を行う等、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。</p> <p>このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。</p>
中禅寺	1 区域	平成25年11月	1 県指定特別保護地区的指定区分

特別保護地区	国有林日光森林管理署1115 林班、1116林班は小班、1117 林班、1118林班、1119林班、 1120林班、1121林班、1122林 班ほ、へ、と小班の一円の区 域	1日から平成 35年10月31日 まで	大規模生息地の保護区 2 県指定特別保護地区的指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部に ある男体山西側斜面から日光市足尾 町にある庚申山にかけての一帯に位 置し、亜高山帯林や温帶落葉樹林帶 等この地域を代表する森林植生が含 まれる地域である。このような自然 環境を反映して森林性の鳥類として キビタキ、メジロ、ヤマガラ等、獸 類としてニホンジカ、ニホンザル等 多様な鳥獸類が生息している。また、 イヌワシ、ツキノワグマ等行動 圏が広域に及ぶ猛禽類や大型哺乳類 が生息している地域である。 特に、当該鳥獣保護区の中でも、 中禅寺湖南側の区域は、コメツガ、 ブナ、ミズナラ等からなる天然林等 の多様な自然が多く残されているこ とから、クマタカやツキノワグマが 採食を行う等、猛禽類や大型哺乳類 を含む多様な鳥獸が生息するための 中核的な区域となっている。
	2 面積 689ヘクタール		このため、当該区域は、日光鳥獣 保護区の中でも特に保護を図る必要 がある区域であると認められること から、鳥獣の保護及び狩猟の適正化 に関する法律第29条第1項に規定す る特別保護地区に指定し、当該地域 に生息する鳥獣及びその生息地の保 護を図るものである。 3 管理方針 (1) 制札の点検を実施し必要に応じ 設置を行う。また、密猟防止のた めの見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があつた 場合は、被害の状況や講じられて いる防除対策等を十分に審査した 上で許可するものとする。なお、 許可については、市町村に権限を 委譲していることから、十分連携 を深め、迅速な対応となるよう注 意することとする。
庚申山 特別保護地区	1 区域 国有林日光森林管理署255 林班ほ小班、256林班の小 班、263林班よ、た、れ、 そ1、そ2、そ3、つ、ハ3小 班、及び日光市足尾町木ノ面 5494番地の一円の地域 2 面積 870ヘクタール	平成25年11月 1日から平成 35年10月31日 まで	1 県指定特別保護地区的指定区分 大規模生息地の保護区 2 県指定特別保護地区的指定目的 日光鳥獣保護区は、日光市西部に ある男体山西側斜面から日光市足尾 町にある庚申山にかけての一帯に位 置し、亜高山帯林や温帶落葉樹林帶 等この地域を代表する森林植生が含 まれる地域である。このような自然

環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラ等、獣類としてニホンジカ、ニホンザル等多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型哺乳類が生息している地域である。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、庚申山とその周辺区域では、シラビソ、コメツガ、ブナを中心とした天然林等、多様な自然が多く残されていることから、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の獣類や、クマタカ、ノスリ等の猛禽類が採食、繁殖を行う等、大型哺乳類や猛禽類を含む多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。

このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

### 3 管理方針

- (1) 制札の点検を実施し必要に応じ設置を行う。また、密猟防止のための見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合は、被害の状況や講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。なお、許可については、市町村に権限を委譲していることから、十分連携を深め、迅速な対応となるよう注意することとする。

### 栃木県告示第551号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により特定獣具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年10月30日

栃木県知事 福田富一

特定獣具使用 禁 止 区 域 の 名 称	特 定 獣 具 使 用 禁 止 区 域 の 区 域 及 び 面 積	特 定 獣 具 使 用 禁 止 区 域 の 存 続 期 間	鳥 獣 の 捕 獲 等 の 禁 止 に 係 る 特 定 獣 具 の 種 類
芳賀・市 貝・益子 特 定 獣 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 芳賀郡市貝町大字多田羅地内県道黒田市塙真岡線と市貝町と益子町との行政界との交点を起点とし、同所から同行政界を南西に進み県道塙上根線との交点に至り、同所から同県道を南進し一般国道123号との交点に至り、同所から同一般国道を	平成25年11月1 日から平成35年 10月31日まで	銃 器

東進し通称星の宮用水路（1号用水路）との交点に至り、同所から同用水路を南進し通称塙用水路（2号用水路）との合流点に至り、同所から同用水路を南進し益子町道北中星の宮線との交点に至り、同所から同町道を西進し真岡市と益子町との行政界に至り、同所から同行政界を北進し真岡市と市貝町と益子町との行政界に至り、同所から市貝町と益子町との行政界を北進し一般国道123号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み市貝町道掘込線との交点に至り、同所から同町道を西進し県道真岡烏山線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道宇都宮茂木線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市ノ堀用水路との交点に至り、同所から同用水路を北進し県道真岡烏山線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み芳賀町道1064号線との交点に至り、同所から同町道を東進し芳賀町道0107号線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道芳賀茂木線との交点に至り、同所から同県道を東進し市貝町道市塙椎谷線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道黒田市塙真岡線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市貝町道前之内村上線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み市貝町道市塙田野辺線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み市貝町道西之内線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道芳賀茂木線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道黒田市塙真岡線との交点に至り、同所から同県道を北進し市貝町道杉山宿西之内線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み県道芳賀茂木線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市貝町道田野辺千本北線との交点に至り、同所から同町道を東進し市貝町と茂木町との行政界に至り、同所から同行政界を南進し市貝町道平千本線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み市貝町道平駒込線との交点に至り、同所から同町道を西進し市貝町道市塙田野辺線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道宇都宮茂木線との交点を経て市貝町道地蔵橋線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み市貝町道市塙停車場線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み真岡鉄道の交点に至り、同所から同鉄道を南西に進み市貝町道松並木線との交点に至り、同所から同町道を南東に進みゴルフ場敷地界との交点に至り、同所から同敷地界に沿って北東に進みさらに南東に進み市貝町道多田羅石下線との交点に至り、同所から同町道を東進しゴルフ場敷地界との交点に至り、同所から同敷地界に沿って南西に進んだ後北西に進みさらに南西に進み益子町道勝見沢線に至り、同所から同町道を東進し

ゴルフ場敷地界との交点に至り、同所から同敷地界に沿って東進し南進しさらに南西に進み益子町道勝見沢京田線との交点に至り、同所から同町道を東進しさらに南進し益子町道西坪北側線との交点に至り、同所から同町道を東進し一般国道123号との交点に至り、同所から同一般国道を東進し益子町道小宅新福寺線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み益子町道小宅大沢線との交点に至り、同所から同町道を北進し益子町道木幡線との交点に至り、同所から同町道を東進し益子町と茂木町との行政界に至り、同所から同行政界を南西に進みゴルフ場敷地界に至り、同所から同敷地界に沿って南進しさらに北西に進み益子町道新福寺長トウロ線との交点に至り、同所から同町道を西進し益子町道新福寺高峰線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み益子町道小宅大沢線の交点に至り、同所から同町道を西進し県道宇都宮笠間線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み益子町道西根線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道下大羽益子線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道筑波益子線との交点に至り、同所から同県道を西進し益子町道塙橋駅前線との交点に至り、同所から同町道を西進し一般国道121号との交点に至り、同所から同一般国道を北進し一般国道294号との交点に至り、同所から同一般国道を東進しさらに北進し一般国道123号との交点に至り、同所から同一般国道を北西に進み県道宇都宮笠間線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道黒田市塙真岡線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

## 2 面積

4,472ヘクタール

給 部 特 定 獣 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 芳賀郡芳賀町大字給部地内県道宇都宮向田線と町道1003号線との交点を起点とし、同所から同町道を北進し町道1002号線との交点に至り、同所から同町道に沿って北東に進みさらに南東に進み、さらに南西に進み県道宇都宮向田線との交点に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	銃 器
	2 面積 65ヘクタール		
芳賀上与能 特 定 獣 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 芳賀郡芳賀町上与能地内町道2057号線と町道0109号線との交点を起点とし、同所から町道0109号線を東進し町道0221号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道2067号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道2057号線との交	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	銃 器

	点に至り、同所から同町道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 20ヘクタール		
芳賀城興寺 特 定 猿 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 芳賀郡芳賀町大字下延生地内町道0109号線と町道2024号線との交点を起点とし、同所から町道2024号線を南進し県道上根北長島線との交点に至り、同所から同町道を西進し五行川との交点に至り、同所から同河川を北進し町道0109号線との交点に至り、同所から同町道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 68ヘクタール	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	銃 器
エ 一 ス ゴルフ俱楽部 茂 木 コ ー ス 特 定 猿 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 芳賀郡茂木町大字町田地内一般国道294号と町道菖蒲田・鳥生田線との交点を起点とし、同所から同一般国道を北進し町道黒田・生井線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道竹原・生井線に至り、同所から同町道を南進し町道菖蒲田・鳥生田線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 305ヘクタール	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	銃 器
UDトラックス (株)茂木試験場 特 定 猿 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 芳賀郡茂木町大字鮎田555番地のUDトラックス(株)茂木試験場の敷地全域 2 面積 125ヘクタール	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	銃 器
希 望 ケ 丘 カ ン ト リ 一 ク ラ ブ 特 定 猿 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 芳賀郡茂木町大字深沢1120番地他115筆の希望ヶ丘カントリークラブゴルフ場の敷地全域 2 面積 115ヘクタール	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	銃 器
芳 賀 東 部 特 定 猿 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 芳賀郡芳賀町大字給部地内県道真岡烏山線と塩谷郡高根沢町と芳賀郡芳賀町との行政界との交点を起点とし、同所から同行政界に沿って東進し芳賀郡市貝町と芳賀郡芳賀町との行政界との交点に至り、同所から同行政界を南進し県道御前山芳賀線との交点に至り、同所から同県道を西進し町道1052号線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道0203号線との交点に至り、同所から同所に接続する農道を北進し県道真岡烏山線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 343ヘクタール	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	銃 器
木 幡 地 区 特 定 猿 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 芳賀郡茂木町大字木幡地内県道飯茂木線と町道神井・木幡線との交点を起点とし、同所から同町道を東進し町道木幡・前久保線との交点に至り、	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	銃 器

	<p>同所から同町道を南進し町道前久保・福手線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み東ノ宮カントリークラブの敷地界との交点に至り、同所から同敷地界を南東に進んだ後南進し西進し、さらに北西に進み県道飯茂木線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 134ヘクタール</p>		
菅又調整池 特定獣具 使用禁止区域	<p>1 区域 芳賀郡茂木町大字坂井地内一般国道294号と菅又調整池管理道路との交点を起点とし、同所から同管理道路を南西に進み、さらに北西に進み林道赤堂線との交点に至り、同所から同林道を東進し一般国道294号との交点に至り、同所から同一般国道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 32ヘクタール</p>	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	銃 器
栗野深耕 特定獣具 使用禁止区域	<p>1 区域 鹿沼市深耕地内市道8081号と県道栃木栗野線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し渡良瀬川森林計画鹿沼市清洲地区2林班ウ準林班と工準林班との交点に至り、同所から同準林班界を北西に進み鷹ゴルフ俱楽部敷地界との交点に至り、同所から同敷地界を西進し、林道深耕線との交点に至り、同所から同林道を西進し清洲地区6林班イ準林班とウ準林班の交点に至り、同所から同準林班界を北進し八洲カントリー俱楽部敷地界との交点に至り、同所から同敷地界を北進し市道キ238号との交点に至り、同所から同市道を北進し市道0103号との交点に至り、同所から同市道北西に進み、さらに西進し市道0210号との交点に至り、同所から同市道を北進し思川との交点に至り、同所から同河川左岸を南西に進み市道ア208号との交点に至り、同所から同市道を北進し県道鹿沼足尾線との交点に至り、同所から同県道を東進し鹿沼市久野と西沢町との字界に至り、同所から同字界を南東に進み市道8081号線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 638ヘクタール</p>	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	銃 器
真名子カントリークラブ 特定獣具 使用禁止区域	<p>1 区域 鹿沼市深耕地内県道栃木栗野線と市道キ025号線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み宇都宮西中核工業団地境界との交点に至り、同所から同境界を北進しさらに東進し思川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を東進し栃木市西方町本城地内東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南進し一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し赤津川との交点（脇谷橋）に至り、同所から同河川左岸</p>	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	銃 器

	<p>を北西に進み県道栃木粟野線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 678ヘクタール</p>		
大倉カントリークラブ 特定獣具使用禁止区域	<p>1 区域</p> <p>栃木市西方町真名子地内市道N-1009号線と栃木市西方町と栃木市都賀町との行政界との交点を起点とし、同所から同市道を北東に進みさらに東進し栃木市立真名子小学校敷地界との交点に至り、同所から同敷地界を南進しさらに東進し市道N-2019号線との交点に至り、同所から同市道を南進し栃木市西方町と栃木市都賀町との旧行政界に至り、同所から同行政界を西進しさらに北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 192ヘクタール</p>	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	銃 器
日光・今市 特定獣具使用禁止区域	<p>1 区域</p> <p>日光市所野地内の県道栗山日光線と県道日光今市線との交点を起点とし、同所から県道日光今市線を北西に進み稻荷川との交点（稻荷川橋）に至り、同所から稻荷川右岸を北西に進み平成20年度樹立（平成23年度変更）鬼怒川森林計画日光地区33林班イ準林班と33林班ウ準林班との林班界に至り、同所から同林班界を東進し33林班ウ準林班と33林班オ準林班との林班界に至り、同所から同林班界を東進し34林班との林班界に至り、同所から33林班ウ準林班と33林班工準林班との林班界を南進し33林班工準林班5林小班との接点に至り、同所から33林班工準林班5林小班と7林小班との林班界を南進し33林班工準林班3林小班との接点に至り、同所から33林班工準林班3林小班と7林小班との林班界を南進し外山山頂（880m）に至り、同所から東側尾根つたいに東進し赤沢堰堤に至り、同所から赤沢を北進し33林班と35林班との林班界に至り、同所から同林班界を北西に進み市道日33002号線との接点に至り、同所から同市道を東進し県道栗山日光線との接点に至り、同所から同県道を南進し市道日13026号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み江戸川との交点に至り、同所から同河川を東進し所野第2団地から所野第2発電所へ向かう通路との交点に至り、同所から同通路を東進し、さらに南進し県道日光今市線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道今33026号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道今33033号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み一般国道121号（旧道）との交点に至り、同所から同国道を北東に進み市道今35062号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道今35059号線との交点に至り、同所から同市道を東進し一般国道121号との交点に至り、同所から同国道を南進し市道今2067号線</p>	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	銃 器

との交点に至り、同所から同市道を北進し一般国道461号との交点に至り、同所から同一般国道を東進し市道今35137号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み市道今35136号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道今35143号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道今35142号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道今2064号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道大桑大沢線との交点に至り、同所から同県道を南進し大谷川との交点に至り、同所から同河川右岸を西進し市道今1012号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道今市氏家線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道今1010号線との交点に至り、同所から同市道を南進し一般国道119号との交点に至り、同所から同一般国道を東進し市道今1013号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道今1009号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み東武鉄道株式会社日光線との交点に至り、同所から同線を南進し田川との交点に至り、同所から同河川を北西に進み日光市道今2030号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道宇都宮今市線との接点に至り、同所から同県道を南進し、さらに西進し行川との交点に至り、同所から同河川を西進し日光市和泉と同市平ヶ崎との境界に、同所から同境界を北進し日光宇都宮道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み市道日34106号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道日34108号線との接点に至り、同所から同市道を西進し市道日34244号線との接点に至り、同所から同市道を西進し県道鹿沼日光線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み一般国道119号との交点に至り、同所から同国道を西進し県道栗山日光線との交点に至り、同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

## 2 面積

3,518ヘクタール

氏家・宝積寺  
特 定 猿 具  
使 用 禁 止 区 域

## 1 区域

さくら市長久保地内一般国道4号と市道U1-20号との交点を起点とし、同所から同市道を東進し市道U2-40号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み一般国道293号との交点に至り同所から同一般国道を西進し市道U1-19号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道U1-8号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道U1-17号との交点に至り、同所から同市道を西進し県道上高根沢氏家線との交点に至り、同所から同県道を南進し高根沢町道302号線との交点に至り、同所から同町道を西進しさくら市道1575号との交点に至り、同所から同市道を西進し一般国道4号上阿久津バイパスとの交点に至り、同所から同バイパスを南進し一般国道4号との交

平成25年11月1  
日から平成35年  
10月31日まで

銃 器

点に至り、同所から同一一般国道を南進し高根沢町道125号線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道303号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道363号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み東日本旅客鉄道株式会社烏山線との交点に至り、同所から同鉄道を東進し町道320号線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道宇都宮那須烏山線との交点に至り、同所から同県道を50メートル西進し農道との交点に至り、同所から同農道を南進し県道宇都宮那須烏山線宝積寺バイパスと県道杉山石末線との交点に至り、同所から県道杉山石末線を東進し町道48号線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道63号線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道宝積寺太田線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道宇都宮那須烏山線宝積寺バイパスとの交点に至り、同所から同県道を西進し町道348号線との交点に至り同所から同町道を南進し宇都宮市道363号線との交点に至り、同所から同市道を南進し宇都宮市道375号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み一般国道408号沿いの崖上に通じる農道との交点に至り、同所から同農道を西進し一般国道408号沿いの崖上に至り、同所から同一一般国道を直角に見通し同一一般国道に至り、同所から同一一般国道を北進し一般国道4号との交点に至り、同所から同一一般国道を西進し新鬼怒川橋に至り、同所から県営宝積寺緑地を含む鬼怒川左岸を北進し阿久津大橋と鬼怒川との交点に至り、同所から同河川左岸を北進し鬼怒川左岸段丘との交点に至り、同所から同段丘を北進し草川用水と鬼怒川の合流点との交点に至り、同所から同用水右岸を上流に進み鬼怒川左岸堤防端に至り、同所から同堤防を北西に進み氏家大橋との交点に至り、同所から鬼怒川左岸と並行するさくら市道U1306号との接点に至り、同所から同市道を北西に進み市道U1451号との交点に至り、同所から同市道を北進し草川用水との交点に至り、同所から同用水左岸を北西に進み市道U1217号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道U1441号との交点に至り、同所から同市道を北進し市道U1438号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み東日本旅客鉄道株式会社東北新幹線との交点に至り、同所から同鉄道を北進し市の堀用水との交点に至り、同所から同用水右岸を東進し市道U1220号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道1-20号との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域（ただし、さくら南小学校鳥獣保護区、勝山城跡公園鳥獣保護区を除く。）

## 2 面積

3,277ヘクタール

鷺宿・大日向

1 区域

平成25年11月1

銃器

カントリーアップ 特定獣具 使用禁止区域	<p>さくら市鷺宿地内県道大田原氏家線と市道K1003号との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み市道K3254との交点に至り、同所から同市道を東進し農道との交点に至り、同所から同農道を南東に進み市道K1004号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道K1003号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道K1005号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み内川右岸堤防に至り、同所から同右岸堤防を北西に進み市道K3159号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道K1002号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道大田原氏家線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 314ヘクタール</p>	日から平成35年 10月31日まで	
塩谷泉 特定獣具 使用禁止区域	<p>1 区域 塩谷郡塩谷町大字泉地内塩谷町道原荻野目泉州前田線と塩谷町道芦場大宮線との交点を起点とし、同所から塩谷町道芦場大宮線を北西に進み塩谷町道田所飯岡線との交点に至り、同所から同町道を東進し塩谷町道原荻野目泉州前田線との交点に至り、同所から同町道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 57ヘクタール</p>	平成25年11月1 日から平成35年 10月31日まで	銃 器
矢板西小学校 特定獣具 使用禁止区域	<p>1 区域 矢板市幸岡地内林道鳴神線（通称合会幸岡線）と矢板市道幸岡鹿島町1号線との交点を起点とし、同所から同市道を東進し矢板市道幸岡館ノ川3号線（通称幸岡館の川線）との交点に至り、同所から同市道を南東に進み山道との交点に至り、同所から同山道を西進し林道鳴神線との交点に至り、同所から同林道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 55ヘクタール</p>	平成25年11月1 日から平成35年 10月31日まで	銃 器
ニッカウヰスキー 特定獣具 使用禁止区域	<p>1 区域 さくら市早乙女1765番地ほかニッカウヰスキー株式会社栃木工場の敷地全域</p> <p>2 面積 27ヘクタール</p>	平成25年11月1 日から平成35年 10月31日まで	銃 器
喜連川 特定獣具 使用禁止区域	<p>1 区域 さくら市喜連川地内県道塩谷喜連川線と県道佐久山喜連川線との交点を起点とし、同所から県道佐久山喜連川線を北進し農地と山林との地類界との交点に至り、同所から同地類界を南東に進み市道K3056号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道K2014号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道K2013号との交点に至り、同所から同市道を南進し農地と山林との地類界との交点に至り、同所から同地類界を西進し、さらに南進</p>	平成25年11月1 日から平成35年 10月31日まで	銃 器

	し一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を西進し内川右岸との交点に至り、同所から同右岸を南進し荒川左岸との交点に至り、同所から同左岸を西進し農道との交点に至り、同所から同農道を北進し野辺山地内の農地と山林との地類界との交点に至り、同所から同地類界を北進し市道K1007号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道塩谷喜連川線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域（ただし、喜連川鳥獣保護区を除く。） 2 面積 605ヘクタール		
セブン ハンドレッド 特 定 獠 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 さくら市早乙女2370番地ほかセブンハンドレッドクラブの敷地全域 2 面積 100ヘクタール	平成25年11月1 日から平成35年 10月31日まで	銃 器
木綿畑 特 定 獠 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 那須塩原市高林地内県道矢板・那須線と市道木綿畑本田湯宮線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み林道小蛇尾線との交点に至り、同所から同林道を西進し平成23年度樹立那珂川地域森林計画区那須塩原市高林地区18林班と同19林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を北東に進み同森林計画区域界に至り、同所から同森林計画区域界を北東に進み同30林班ウ22小班の区域界と接する農道との交点に至り、同所から同農道を東進し市道木綿畑本田湯宮線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 454ヘクタール	平成25年11月1 日から平成35年 10月31日まで	銃 器
百 村 特 定 獠 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 那須塩原市百村2568番地外165筆の太陽の里・安らぎの里分譲地全域 2 面積 3 ヘクタール	平成25年11月1 日から平成35年 10月31日まで	銃 器
黒磯渡辺・佐野 特 定 獠 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 那須塩原市佐野170番地1外445筆の那須高原自治会分譲地全域 2 面積 38ヘクタール	平成25年11月1 日から平成35年 10月31日まで	銃 器
アロハカントリークラブ 特 定 獠 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 那須烏山市向田字赤芝前439番地他245筆アロハカントリークラブの敷地全域 2 面積 45ヘクタール	平成25年11月1 日から平成35年 10月31日まで	銃 器
馬頭 ゴルフ俱楽部 特 定 獠 具 使 用 禁 止 区 域	1 区域 那珂川町大内地内的一般国道461号と町道大内大山田線との交点を起点とし、同所から同町道を北進し農道（旧町立東中学校北）との交点に至り、同所から同農道を東進し在念沢との交点に至	平成25年11月1 日から平成35年 10月31日まで	銃 器

	<p>り、同所から同沢を北東に進み橋に至り、同所から尾根沿いにゴルフ場との境界をさらに北東に進み町道谷川入郷赤土線に至り、同所から同町道を東進し荷田沢との交点に至り、同所から同沢を南東に進み町道北原荷田線との交点に至り、同所から同町道を南南東に進み町道谷川入郷線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み一般国道461号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み町道大内大山田線との交点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 170ヘクタール</p>		
都賀町憩の森 特 定 猿 具 使 用 禁 止 区 域	<p>1 区域 栃木市都賀町富張地内東北自動車道と市道T②-388号線との交点を起点とし、同所から同市道を東進し市道T②-134号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道T②-136号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み三ノ宮橋東側の農道との交点に至り、同所から同農道を北進し東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 15ヘクタール</p>	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	銃 器
つ が ス ポ ーツ 公 園 特 定 猿 具 使 用 禁 止 区 域	<p>1 区域 栃木市都賀町家中地内桑原用水中幹線と思川右岸堤防との交点を起点とし、同所から同堤防を南進し北関東自動車道との交点を経てさらに約250メートル南進した地点で同堤防と交わる私道に至り、同所から同私道を南西に進み八坂神社敷地界に至り、同所から同敷地界を南西に進みさらに北西に進み私道との交点に至り、同所から同私道を北西に進み都賀町家中3391-1番地敷地へ続く私道との交点に至り、同所から最短距離を通って桑原用水東幹線と市道T①-265号線との交点に至り、同所から同用水路を西進しさらに北進し市道T①-111号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道T①-102号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道T①-265線との交点に至り、同所から同市道を北進し桑原用水中幹線との交点（水門橋）に至り、同所から同用水路を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 49ヘクタール</p>	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	銃 器
小 山 特 定 猿 具 使 用 禁 止 区 域	<p>1 区域 小山市羽川地内一般国道4号と市道9号線との交点を起点として、同所から同市道を西進し市道10号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1286号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道1287号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道10号線との交点に至り、同所か</p>	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	銃 器

	<p>ら同市道を北進し小山市と下野市との行政界に至り、同所から同行政界を東進し一般国道4号に至り、同所から同一般国道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 146ヘクタール</p>		
東武藤が丘カン トリー倶楽部 特 定 猿 具 使 用 禁 止 区 域	<p>1 区域 栃木市藤岡町太田3857番地1号ほか東武藤が丘 カントリー倶楽部の敷地全域</p> <p>2 面積 86ヘクタール</p>	平成25年11月1 日から平成35年 10月31日まで	銃 器
足利カントリー ク ラ ブ 特 定 猿 具 使 用 禁 止 区 域	<p>1 区域 佐野市飛駒町6380番地ほか足利カントリークラブの敷地全域</p> <p>2 面積 94ヘクタール</p>	平成25年11月1 日から平成35年 10月31日まで	銃 器
南河内祇園原 特 定 猿 具 使 用 禁 止 区 域	<p>1 区域 下野市薬師寺地内一般国道4号と市道南1—1 号線との交点を起点とし、同所から同市道を東進 し市道南5号線との交点に至り、同所から同市道 を南進し市道南1—7号線との交点に至り同所か ら同市道を東進し県道結城石橋線との交点に至 り、同所から同県道を南進し市道4106号線との交 点に至り、同所から同市道を西進し市道4099号線 との交点に至り、同所から同市道を西進し通称西 谷田用水との交点に至り、同所から同用水路を南 進し市道南2—12号線との交点に至り、同所から 通称グリーンタウン下野地区の東境を南進し市道 国1—2号線との交点に至り、同所から同市道を 西進し市道南533号線との交点に至り、同所から 同市道を西進し市道南512号線との交点に至り、 同所から同市道を西進し市道南509号線との交点 に至り、同所から同市道を北進し市道国1071号線 との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市 道国3135号線との交点に至り、同所から同市道を 南西に進み一般国道4号との交点に至り、同所か ら同一般国道を北進し起点に至る線に囲まれた一 円の区域</p> <p>2 面積 388ヘクタール</p>	平成25年11月1 日から平成35年 10月31日まで	銃 器
みぶ羽生田 产 業 团 地 特 定 猿 具 使 用 禁 止 区 域	<p>1 区域 下都賀郡壬生町大字羽生田地内県道宇都宮亀和 田栃木線と町道1—166号線との交点を起点と し、同所から同町道を北進し町道1—170号線と の交点に至り、同所から同町道を北進し町道 1—310号線との交点に至り、同所から同町道を 北 西に進み県道羽生田鶴田線との交点に至り、 同所から同県道を南東に進み県道宇都宮亀和田栃 木線との交点に至り、同所から同県道を南西に進 み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 101ヘクタール</p>	平成25年11月1 日から平成35年 10月31日まで	銃 器

**栃木県告示第552号**

銃猟禁止区域の指定に関する告示（平成16年栃木県告示第579号）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から適用する。

平成25年10月30日

栃木県知事 福田富一

外山銃猟禁止区域の項を削る。

**栃木県告示第553号**

銃猟禁止区域の指定に関する告示（平成18年栃木県告示第700号）の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から適用する。

平成25年10月30日

栃木県知事 福田富一

南河内祇園原銃猟禁止区域の項を削る。

**栃木県告示第554号**

次に掲げる告示は、平成25年10月31日限り、廃止する。

平成25年10月30日

栃木県知事 福田富一

- (1) 銃猟禁止区域の指定に関する告示（平成15年栃木県告示第593号）
- (2) 休猟区の指定に関する告示（平成22年栃木県告示第558号）
- (3) 特定鳥獣の捕獲等をすることができる休猟区の区域の指定に関する告示（平成22年栃木県告示第559号）

（自然環境課）